

## Wevox 利用規約 (1.4)

申込者（以下「甲」という。）は、株式会社アトラエ（以下「乙」という。）が運営する組織力向上プラットフォーム「Wevox」（以下「本サービス」という。）の利用に関し、以下の規約（以下「本規約」という。）に同意する。

### 第1条（本サービスの内容及び適用範囲）

1. 本サービスは、組織診断サービスなどを内容とする、乙が運営する組織力向上プラットフォームをいう。乙は、甲の組織運営を支援するため、第3条に基づき甲乙間に契約が成立することを条件として、甲が本規約に定める条件に基づき本サービスを利用することを許諾する。本サービスの利用に際し、甲は乙が発行するID等（第8条第1項に定義する「ID等」を意味するものとする。以下同じ。）を利用することとし、乙が「Wevox」の名称を付して提供し又は甲がID等を用いて利用する全ての個別サービス（以下「個別サービス」という。）につき、個別サービスの利用規約に定めのない事項は全て本規約にしたがうこととする。本規約と個別サービスの利用規約とが矛盾抵触する場合、個別サービスの利用規約が優先する。なお、本規約が適用される個別サービスには、乙が今後開発し、甲へ提供する新たなサービスないしそのベータ版等も含むものとする。
2. 甲は、甲の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条第8項で定義される関係会社を意味し、以下単に「関係会社」という。）に対して本サービスを利用させることができる。この場合、甲は、乙に対し、甲の関係会社の本サービスの利用に関する利用料の支払義務を負う。また、甲は、甲の関係会社が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、その一切の行為に関して、甲が為したものとして、乙に対し一切の責任を負う。

### 第2条（定義）

1. 「従業員等」とは、甲が本サービス上で登録した甲又は甲の関係会社の正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員、派遣社員、取締役、監査役、執行役、理事、監事、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず甲又は甲の関係会社との間で雇用、委任、請負等の継続的な契約関係又は指揮命令関係にある者をいう。
2. 「サーベイ」とは、乙が本サービス上で提供している質問機能及び質問事項（甲が作成した質問事項を含む。）をいう。
3. 「本コンテンツ」とは、甲が自身の本サービスのIDを利用し、個別サービスを通じてアクセスすることができる、レポートを始めとする各種文書、トレーニング機能、動画（主にセミナーを想定するがそれに限られない。）、図画、書籍、記事、文章、音声、音楽、ソフトウェア、プログラム、ソースコードその他一切の表現及び情報のことをいう。ただし、上記はあくまで現時点において想定される例示であって、すべての方法が採用されるとは限らず、一部の方法のみが採用された場合であっても乙の義務違反を構成しないものとする。
4. 「オプション」とは、甲の申込みがあった場合に乙が個別サービスにおいて提供するものであり、その内容及び利用条件は別途乙が定めるものとする。

### 第3条（本契約の成立）

1. 甲が、乙所定の方法により本サービス上で本サービスの利用の申込みをし、乙が審査した上、ID等を発行して甲に付与した時点で契約成立とする。
2. 乙は、甲が本サービス上に入力した企業情報を審査し、契約の締結を不相当と認める場合には、甲が当該情報を入力した日から30日以内にその旨を甲に通知して契約を締結しないことができる。

### 第4条（利用料）

1. 甲は、乙に対し、乙が別途定め、本サービスないし個別サービスにおいて表示する利用料を

支払うものとする。乙は、毎月月末に当月分の利用料を算定し、翌5営業日以内に甲に請求書を交付する。支払期限は、乙が甲に交付する請求書の交付日が属する月の末日とする。振込手数料は、甲の負担とする。

2. 乙は、乙の裁量により、利用料を変更することができる。この場合、乙は、甲に対し、変更後の利用料が適用される1ヶ月前までに、当該利用料変更を通知しなければならない。甲は、変更後の利用料に同意しない場合、この期間に本契約を解除することができる（利用料の計算については、第15条が適用されるものとする。）。甲が当該利用料変更適用後に本サービスの利用を継続した場合、甲は当該利用料変更について承諾したものとみなす。

#### 第5条（情報の目的外利用の禁止）

甲は、本サービス利用の過程で取得した会員（乙から本サービスを利用することを許諾された甲以外の乙の顧客及び当該顧客の従業員等をいう。以下同じ。）に関する情報、本サービスの内容に関する情報、その他本サービスに関係する一切の情報を、甲又は甲の関係会社の組織力向上以外の目的で一切利用してはならない。

#### 第6条（情報の取扱い）

1. 甲は、乙が、法人及び団体の情報、並びに個人情報の情報主体である個人が識別できないよう匿名化された情報及び本サービスの利用状況、又はこれらの情報を基に乙が作成した統計データ、分析データ等について、ウェブサイト、新聞、雑誌、書籍その他の各種媒体に掲載・転載し、または乙のその他の事業活動に利用することを承諾する。

2. 甲は、乙が、システム等の保守、点検ないし管理のため、乙と契約を締結する企業に対し、当該企業との間で予め個人情報及び機密情報の保護についての契約を締結した上で、本サービスに関わる一切の情報を開示することを承諾する。この場合、乙は甲に対し、当該企業の行為について一切の責任を負うものとする。

#### 第7条（機密情報の保護）

1. 甲及び乙は、本契約により相手方から提供を受けた一切の情報のうち、機密情報と明記されたもの、又は合理的に機密情報と評価される情報を、本契約の目的の範囲を超えて、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による許諾なしに公表、利用、複写、開示もしくは漏洩等してはならない。但し、以下の情報は機密情報に該当しない。

① 開示を受けた時、既に自己が保有していたことを証明できる情報

② 開示を受けた後、既に公知であった情報、又はその後自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

③ 開示を受けた後に、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

④ 開示された機密情報によらず独自に開発し、または創作した情報

2. 甲及び乙は、本契約のもとで扱う個人情報について、本規約に定める条件の他、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守する。甲は、乙に対して従業員等の個人情報を提供する場合、個人情報保護法を遵守しなければならない。

3. 甲が本サービスの利用にかかる特定の業務を第三者に委託する場合は、乙の書面による事前の承諾に加え、甲と当該第三者との間で、本規約上甲が負うのと同様の秘密保持義務を課した機密保持契約（名称は問わない。）を締結しなければならない。

#### 第8条（ID・パスワード・URL）

1. 乙は、甲に対し、本サービスの利用のために必要なID・パスワード・URL（以下、あわせて「ID等」という。）を発行のうえ、これを付与する。

2. 前項におけるID等は、甲又は甲の関係会社が本サービスを利用するためにのみ使用することができ、その他のオンラインもしくはウェブ上のサービス（そのサービスの提供者が誰であるかを問わない。）等に使用し、第三者に使用させ、あるいは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行ってはならない。

3. 甲は、ID 等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、盗難・紛失・不正使用・他人による無断使用等の場合（前項の第三者を含む。）を含め、甲に責任があると否とを問わず、乙は、ID 等の使用及び管理から生じた一切の損害について何らの責任を負わない。ただし、乙の故意、または重大な過失によるものであることが客観的に証明された場合はこの限りではない。

#### 第9条（通知）

本サービスに関する乙から甲への通知は、本サービス申込みに際して甲が登録したメールアドレスへ電子メールを送信する方法で行うものとする。

#### 第10条（サービスの停止・終了等）

1. 乙は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、甲への通知ないし甲の承諾なしに、本サービスの内容を変更し、また最長で48時間本サービスの提供を一時停止することができる。

①本サービスの提供に必要なシステム（以下「システム等」という。）の保守、点検、もしくは更新を緊急に行う必要がある場合

②通常のウィルス対策では防止できないウィルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

③突発的なシステム等の故障等が発生した場合

④その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

2. 乙は、前項に定める場合の他、いつでも、また何らの理由も必要とせず、原則として1ヶ月の予告期間をもって甲に通知することにより、本サービスの提供を長期的（48時間を超える場合を含む。）に停止し、もしくは本サービスの提供を終了することができる。ただし、緊急性が高いと判断した場合、予告期間を必要とせず、事後の通知をもってこれに替えることができる。

#### 第11条（変更及び終了）

乙は、乙の都合により、本コンテンツもしくはオプションの内容を変更し、又は、本コンテンツもしくはオプションの提供を終了することがあり、乙は、当該変更又は終了により甲に生じる損害につき、一切の責任を負わない。

#### 第12条（サービス終了等の際の乙の免責）

1. 本規約に定める条項に基づき、乙が、甲に対し、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は終了する場合、当該停止又は終了が、本契約の期間満了前になされたとしても、乙は、甲よりすでに受領している報酬・料金等については、一切甲に返金する義務を負わないものとする。

2. 本サービス、本コンテンツ又はオプションの内容が変更され、また甲が本サービス、本コンテンツ又はオプションの提供を受けられなくなったとしても、変更の場合は、変更以降も従前と同一の利用料が発生し、提供を受けられなくなった場合は、それら提供を受けられなくなった月までの利用料が発生するものとする。また、これによって甲が被った損害について、乙は一切の責任を負わない。

#### 第13条（不保証）

1. 乙は甲に対して以下の各号を保証するものではない。

①本サービスより算出された数値の真実性、有用性、有効性、適切性及び正確性

②従業員等がサーベイに確実に回答すること、従業員等の生産性の向上・離職率の減少

③会員または甲により本サービス上に入力された情報の真実性、合法性、安全性、有用性、有効性、適切性及び正確性

④本サービスにエラーがないこと、サーバ等にウィルスその他の有害な要素が含まれていないこと、その他本サービスの提供のためのインフラ、システム等に瑕疵がないこと

⑤ サイト上の情報に誤字脱字等の誤記載がないこと、情報及び資料等について紛失・壊損・データ破壊がないこと。但し乙の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

⑥ 甲又は甲の関係会社による本サービスの利用が、第三者の権利を侵害するものではないこと

⑦ 甲又は甲の関係会社の PC 端末等の利用環境の問題等に関わりなく甲又は甲の関係会社が本サービスの利用ができること

⑧ 本サービスに関連する本サービス上の全ての画面が、見本もしくは参考資料と同じであること、及び仕様デザイン・情報の配置等が変更されないこと

⑨ 甲又は甲の関係会社の従業員等に関する個人情報の乙に対する提供が個人情報保護法その他個人情報を保護する法令等を遵守したものであること

⑩ 甲又は甲の関係会社による日本国外における本サービスの利用が適用法令に基づき適法であること

2. 甲は、前項に掲げることを理解した上で本規約に同意し、本サービスの利用に際して予めこれらの保証がないことによる不利益もしくは損害の発生を避けるための措置（利用環境の変更、資料等のバックアップの保管、自己保有の PC 上のウィルス等駆除ソフトの常設、他の手段の併用など）を、甲の責任と費用において講ずるものとする。

#### 第 14 条（禁止事項等・取引の停止及び解除）

1. 乙は、甲もしくは甲の関係会社の従業員もしくは役員（本サービスに登録され利用料の支払対象となっているか否かを問わない。以下同じ。）による本サービスの利用に際して、本項各号に掲げる事実（以下「禁止事項等」という。）があると判断した場合、甲への通知なしに甲の承諾なしに、直ちに本サービスの提供の停止、終了または本サービスを含む甲乙間におけるすべての取引を停止し、または本契約を解除することができる。また、これにより乙もしくは乙の顧客、会員、その他の第三者に損害が発生した場合、甲は、甲の責めに帰すべき事由に起因する損害の賠償をするものとする。なお、禁止事項等という行為には、不作為も含むこととする。

① 虚偽、不完全、不正確な情報を掲載する行為

② 職業安定法・労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法その他個人情報を保護する法令、その他適用法令に違反し、または違反するおそれのある行為。ただし、法令には、法律・規則・条例・政令・省令・ガイドラインを全て含む。

③ 乙または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー権、名誉、その他一切の権利を侵害する行為

④ 本規約または本サービスの利用目的に反する行為

⑤ 本サービスの運営を妨げる行為、乙もしくは乙の顧客、会員、その他の第三者の信用を毀損し、もしくは毀損するおそれのある行為

⑥ 犯罪的行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為

⑦ 乙もしくは乙の顧客、会員、その他の第三者の機密情報または個人情報を、第三者に不法に公表・開示・提供・漏洩する行為

⑧ 会員に対し、違法、不当もしくは不適切な対応をとる行為

⑨ 甲を除く本サービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為

⑩ 従業員等に対し、本サービスの内容を適切に周知・説明せず、又は本サービスに関し従業員等の誤解を招く行為（サーベイの匿名性、閲覧権限に関する適切な周知・説明を怠り、又は不正確・虚偽の説明を行うことを含む。）

⑪ 甲、甲の関係会社又は甲もしくは甲の関係会社の従業員もしくは役員が、本サービスと類似又は競業するサービスを運営又は提供する行為

⑫ 甲、甲の関係会社又は甲もしくは甲の関係会社の従業員もしくは役員が過去に本サービスの利用登録を抹消され又は本サービスの利用契約を解除された者である場合

⑬ 本コンテンツを、本コンテンツが予定している利用形態を超えて利用する行為（乙が別途承諾していないにもかかわらず、自ら又は甲もしくは甲の関係会社の従業員もしくは役員その他の第三者のために本コンテンツを複製、送信、転載、改変、開示、提供又は共有する一切の

行為等を含むが、これに限られない。)

⑭その他、乙が、甲への本サービスの提供を継続することが不適切であると判断する行為  
2. 前項の場合において、甲に損害が発生した場合でも、乙は何ら責任を負わない。ただし、乙の故意、または重大な過失によるものであることが客観的に証明された場合はこの限りではない。

#### 第15条 (甲による解除)

甲は、乙へ書面で通知することにより、本契約及びそれに関連する全ての契約を将来に向けて解除することができる。但し、解除通知が乙へ到達した日の属する月の利用料に関しては、第4条第1項の規定に応じて発生するものとする。また利用料については、日割、月割計算等は行わないものとする。ただし、甲の都合によらない解除の場合はこの限りではない。

#### 第16条 (免責)

1. 甲は、自己責任により、本サービスの全てを利用するものとし、本サービスへの登録、利用から生じる一切の損害(従業員等、会員その他の第三者との間のトラブル等、サービスの中断、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益)については、速やかに自己の責任と負担によりこれを解決し、乙を免責するものとする。ただし、乙の故意または重大な過失により当該損害が発生した場合は、この限りではない。  
2. 前項ただし書に定める乙が甲に対し支払うべき損害賠償の額は、損害の生じた月から起算して直前12ヶ月の、甲の本サービス利用料の総額を上限とする。ただし、甲の本サービス利用期間が損害の生じた月から起算して12ヶ月に満たない場合は、甲の利用期間に係る月額費用の平均から12ヶ月分を算出した額を上限とする。  
3. 第三者より、本サービス上の記載内容もしくは資料等が、第三者の何らかの権利を侵害しているとの通知、警告、もしくは訴訟の提起等を受けた場合、各当事者は速やかに相手方に対してその旨を通知し、自己の費用と責任によりこれを解決する。但し、当該権利侵害が相手方の責に帰すべき事由に起因する場合、相手方の費用と責任においてこれを解決しなければならない。

#### 第17条 (損害賠償)

本サービスの利用に際し、甲の責に帰すべき事由に起因して乙もしくは乙の顧客、会員等、その他の第三者に損害が発生した場合、甲は当該損害を賠償しなければならない。

#### 第18条 (契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は1年とし、契約終了前30日前までに甲乙のいずれからも本契約を終了させる旨の通知がされない場合には、同内容で更に1年更新されるものとし、以後も同様とする。  
2. 本契約に基づき既に発生しまたは発生可能性を有する未履行の金銭債権債務についてはその完済まで消滅せず、本契約終了後、本規約上の定めはこれに関連する限度でなお有効とする。  
3. 本契約終了後も、第1条、第5条乃至第7条、第8条第3項、第12条、第14条乃至第17条、第18条第2項、第20条乃至第24条の規定は、なお有効に効力を存続するものとする。ただし、第7条第1項は契約終了後2年間の存続とする。

#### 第19条 (本規約の変更)

1. 乙は、本規約を随時変更することができるものとする。  
2. 変更の内容については本サービス画面上に2週間表示して周知する。甲は、変更内容に同意しない場合、この期間に本契約を解除することができる(利用料の計算については、第15条が適用されるものとする。)。この期間が経過した時点において甲が本サービスの登録を継続している場合、変更を承諾したものとみなす。

#### 第20条 (分離可能性)

本規約の一部が、司法権もしくは監督官庁その他の行政権による確定的な公権解釈により、法令に反し明確に違法ないし無効とされる場合においても、本規約の残存部分についてはなお従前どおり有効とし、残存部分について、本規約の全体の趣旨に鑑み解釈するものとする。

#### 第21条（準拠法及び合意管轄）

本サービスに関する一切の争訟については、日本法を準拠法とし、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第22条（言語）

1. 本規約は、日本語を正文とするものとする。本規約につき参考のために他の言語による翻訳文が作成される場合においても、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとする。
2. 本契約に基づく一切の通知及び報告は、日本語又は英語をもって行うものとする。

#### 第23条（暴力団等排除条項）

1. 甲及び乙は、互いに対し、甲又は乙、及びその役員、使用人が、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力）でないことを誓約するものとする。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号に一つでも該当する場合、何らの催告なしに直ちに本サービスの利用及び提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。
  - ①自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
  - ②相手方又は相手方の役員ないし使用人が、暴力団等であることが判明した場合
  - ③相手方から求められた暴力団等でないことの確認に関する調査等に協力せず、資料等を提出しない場合
3. 甲及び乙は、相手方が前項に基づき本サービスの利用及び提供を停止し、又は本契約を解除した場合、一切の損害賠償を請求することはできないものとする。

#### 第24条（適用法令の遵守）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、甲に適用される一切の法令を遵守しなければならない。乙は、本サービスを提供するにあたり、乙に適用される一切の法令を遵守しなければならない。
2. 甲が本サービスを日本国外で利用する場合は乙の事前の書面による承諾を得るものとする。かかる承諾を得なかったことにより、乙に法令違反を原因とした罰金、罰則等が科されるなど乙に何らかの損害が生じた場合、甲は乙に生じた一切の損害（弁護士費用を含む。）を賠償する。
3. 甲が日本国外で本サービスを利用する場合、甲は甲に適用される外国法を遵守する。乙が前項に定める承諾をした上で日本国外で本サービスを提供する場合、乙は乙に適用される外国法を遵守する。
4. 甲が本サービス上で個人情報等の処理を行う場合、甲は甲に適用される外国法に基づいて当該情報を適切に処理しなければならない。乙が第2項に定める承諾をした上で本サービス上で個人情報等の処理を行う場合、乙は乙に適用される外国法に基づいて当該情報を適切に処理しなければならない。

以上

## Wevox Engagement 利用規約 (1.0)

申込者（以下「甲」という。）は、株式会社アトラエ（以下「乙」という。）が運営するサービス「Wevox Engagement」（以下「本サービス」という。）の利用に関し、以下の規約（以下「本規約」という。）に同意する。なお、本サービスは、甲が乙の運営する組織力向上プラットフォーム「Wevox」（以下「Wevox」という。）を利用していることを前提として、Wevoxの個別サービスとして提供されるものであり、本規約に定めのない事項は「Wevox 利用規約」による。本規約において用いる用語は、本規約において特段の定めのない限り、「Wevox 利用規約」に定める定義によるものとする。

### 第1条（本サービスの内容）

1. 乙は、甲に対し、甲の有料プラン又は無料プランの選択及び（有料プランの選択を前提とした）各種オプションの選択に応じ、本サービス上で、随時、乙が甲に対して提供するエンゲージメントサーベイを始めとする各種機能、各種オプションを利用させるものとする。なお、有料プラン及び無料プランのプラン名称及び有料プラン内のコース分類は、別途乙が定めるところによるものとする。
2. 乙は、本サービスの利便性向上その他の事由のため、本サービスに新たな機能、オプションを追加し、又は既存の機能、オプションの全部又は一部を変更・終了することができる。新たな機能、オプションの利用条件は、当該新機能、オプションの導入に際し、別途乙が甲に対し提示するものとする。

### 第2条（契約の成立、オプションの申込み）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容全てに同意したうえで、乙の定める方法により、本サービスの利用登録を行うものとし、乙が甲の利用登録を承諾して利用登録が完了した場合に本サービスを利用することができるものとする。当該利用登録時に、本規約に従った本サービスの利用契約が甲と乙の間に成立し、甲は本サービスを乙の定める方法で利用することができるようになる。
2. 甲は、甲の関係会社に対して本サービスを利用させることができる。この場合、甲は、乙に対し、甲の関係会社の本サービスの利用に関する利用料の支払義務を負う。また、甲は、甲の関係会社が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、その一切の行為に関して、甲が為したものとして、乙に対し一切の責任を負う。
3. 甲が乙に対し有料プラン又はオプションの申込みをした場合、甲は当該申込みを理由の如何を問わず撤回できないものとし、当該申込みに係る利用料の支払義務を免れ又は利用料の返金を求めることはできないものとする。

### 第3条（本サービスの利用料）

甲又は甲の関係会社が本サービスに登録した従業員等の人数によって有料プラン又は各種オプションの利用料が決定される場合、各月において実際に甲又は甲の関係会社が本サービスに登録した従業員等の人数（月内で変動があった場合はその最大人数とする。）を基に当月分の利用料を算定する。

### 第4条（権利帰属等）

本サービス及び本コンテンツに関する著作権その他の知的財産権は全て乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属し、本サービスの利用登録の完了は、乙及び乙に権利を許諾した第三者に帰属する著作権その他の知的財産権につき、甲並びに甲の従業員及び役員に対し、それらの複製、上映、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案を許諾するものではなく、甲並びに甲の従業員及び役員は、著作権法その他の法令上認められる場合を除き、これらの行為をしてはならないものとする。

#### 第5条（甲による利用登録の抹消及び利用契約の解約等）

甲は、乙の定める方法により、本サービスの利用登録を抹消し、本サービスの利用契約を将来に向けて解約し、又は本サービスの有料プランもしくはオプションのみを将来に向けて解約することができる。この場合、解約通知が乙へ到達した日の属する月の利用料に関しては、第3条の規定に従い発生するものとし、利用料については、日割、月割計算等を行わないものとする。ただし、甲の都合によらない解約の場合はこの限りではない。

#### 第6条（有効期間）

本サービスの有効期間は、Wevoxの利用に関する契約の有効期間と同一とする。本サービスは、Wevoxを利用していることを前提としてWevoxのサービスの一部として提供されるものであり、本サービスを利用する限りWevoxの利用に関する契約のみを解除することはできないものとする。

#### 第7条（トライアル期間）

甲は、乙が別途定めるトライアル期間において、乙が定める条件の下、有料プラン、各種オプションなど別途乙が定める内容を無償で利用できる場合がある。トライアル期間満了までに当該内容を有償で利用する合意が甲乙間に成立しなかった場合、甲はトライアル期間満了後に当該内容を利用することができず、自動的に無料プランに移行するものとする。

以上